



宮 崎 県 公 報

平成24年6月11日(月曜日) 第 2394 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○子ども手当の支給に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(行政経営課) 1

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障害福祉課) 1

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障害福祉課) 2
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
○道路の供用の開始……………(“ ”) 2

公 告

○入会林野整備計画の認可(2件)……………(山村・林振興課) 2
○土地改良区の定款変更の認可(4件)……………(農村整備課) 2

規 則

子ども手当の支給に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第36号

子ども手当の支給に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

子ども手当の支給に係る事務の委任に関する規則(昭和46年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>子ども手当の支給に係る事務の委任に関する規則(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項及び第180条の2の規定により、児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)第16条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任について定めるものとする。</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる者に係る児童手当法第17条第1項及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律第16条第1項の規定により知事の権限に属する事務は、同表の右欄に掲げる者に委任する。</p>	<p>児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項及び第180条の2の規定により、児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任について定めるものとする。</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる者に係る児童手当法第17条第1項の規定により知事の権限に属する事務は、同表の右欄に掲げる者に委任する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第402号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
箕田 誠 司	高千穂町国民健康保険病院	高千穂町	外科	平成24年6月1日
春山 勝 紀	都城市郡医師会病院	都城市	形成外科	平成24年6月1日
松下 良 介	小林市立病	小林市	泌尿器科	平成24年6

	院			月 1 日
由 浅 充 崇	医療法人宏仁会海老原総合病院	高鍋町	整形外科	平成24年 6 月 1 日
武 石 剛	宮崎県立日南病院	日南市	脳神経外科	平成24年 6 月 1 日
原 田 雅 子	宮崎県立日南病院	日南市	小児科	平成24年 6 月 1 日
山 崎 浩 司	宮崎県立日南病院	日南市	泌尿器科	平成24年 6 月 1 日
山 村 佳 子	宮崎県立日南病院	日南市	小児科	平成24年 6 月 1 日
伊 木 秀 郎	いき形成外科ひふ科クリニック	都城市	形成外科 ・皮膚科	平成24年 6 月 1 日

宮崎県告示第 403号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 6 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
メディカル薬局 惣領店	延岡市	薬局	平成24年 5 月 1 日

宮崎県告示第 404号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 6 月11日から平成24年 6 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日之影町大字七折字椋木 364番 1 地先から同郡同町同大字同字 411番 3 地先まで	旧	11.8~ 67.0	320.0
				新	13.4~ 67.0	320.0

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日之影町大字七折字椋木 364番 1 地先から同郡同町同大字同字 411番 3 地先まで	平成24年 6 月11日

宮崎県告示第 405号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 6 月11日から平成24年 6 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公 告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第11条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成24年 6 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名 称
大楠第 1 地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
日之影町大字岩井川3817番地
- 3 代表者の住所及び氏名
日之影町大字岩井川3817番地
河野 壽

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第11条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成24年 6 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名 称
大楠第 2 地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
日之影町大字岩井川3480番地
- 3 代表者の住所及び氏名
日之影町大字岩井川3480番地
佐藤 愛明

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）から平成24年 4 月 2 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成24年 6 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）から平成24年 4 月 2 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成24年 6 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）から平成24年 4 月27日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成24年 6 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）から平成24年 5 月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成24年 6 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

--	--